

質問回答書

下記の事項について質問・回答いたします

件名：次世代型ソーラーセル（ペロブスカイト太陽電池）実証実験業務				
番号	書類名	項番・項目	質問事項	回答
1	様式10	(4) 設置工法	様式10 (4) 設置工法とありますが、当該実証実験の期間終了後は撤去が前提でしょうか。	期間終了後の撤去は前提としておりません。終了後の取り扱いや活用方法等についても併せてご提案ください。
2	様式10	(4) 設置工法	様式10 (4) 設置工法とありますが、本実証実験の設備は施設の電気設備との系統連系（自家消費型）が必須でしょうか。	施設の電気設備との系統連系は必須ではありません。
3	要求水準等説明書	9 その他の留意事項 (8)	「当年度の実証実験の実施状況等を考慮し、区と提案者の協議の上、実証期間の変更等を行うものとする。」とありますが、今年度の計画・設計し、次年度に設置し効果検証を行う提案は認められますでしょうか。	期間内業務完了を前提にご提案ください。
4	要求水準等説明書	9 その他の留意事項 (9)	「実証期間の終了期日が 令和8年4月1日以降となる場合、令和7年度中に当年度中の実証実験の実施状況に鑑みて、令和8年4月1日以降にかかる費用の支払いの可否や金額を決定する」とありますが、追加の金額増加の契約変更の可能性もあるという理解でしょうか。もしくは、全体の総額は1000万円以内で実施するという理解でしょうか。	今年度中の実証期間に対して1,000万円を超えてお支払いを増額することはありません。実施にかかる総額は1,000万円を超えても構いませんが、年度内にかかった経費に対して区から支出する委託料は上限が1,000万円となります。前述のとおり、実証実験を年度内に完結する予定で開始したものの、年度末までに完了しない見通しとなった場合は契約期間の延長や翌年度の実証実験継続に関する予算の調整に入る可能性もあります。
5			実証実験を行う場所となる土地や施設については、区有地や区有施設の提供はないとのことですが、区有施設への提案自体認められないでしょうか。	「提案書募集に関する公表」及び「要求水準等説明書」に記載の通り、区有施設への設置に関する提案は認められません。
6			本実証実験で得られた成果の権利は、貴区に帰属するものとなるでしょうか。成果の権利の帰属について、想定されている内容があればご教授ください。	知見は原則として区に帰属するものといたします。なお、ペロブスカイト太陽電池の提供者等が本実証実験による成果データの提供を希望する場合、取り扱いについて協議いたします。また、実験に使用したペロブスカイト太陽電池等の帰属について定めはございません。実験終了後の取り扱いや活用方法については受託者の提案によるものとします。
7			ペロブスカイト太陽電池は市場に公開されておらず、施工基準も定まっていない状況において、貴区からの遵守すべき施工基準等の指示はありますでしょうか。	区からお示しするペロブスカイト型太陽電池の施工基準等はありません。建築基準法等の関係法令で定められる施工基準等に従い機器の設置作業を行ってください。なお、安全対策については、提案書様式のうち、(3) 設置仕様、(4) 設備仕様の項目に記載してください。